

体験授業（公開講座） 未来を切り拓く力を育てる



令和3年7月29日（木）
佐賀市立若楠小学校

新たな社会
"Society 5.0"

狩猟社会 (Society 1.0)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）
高度に融合させたシステムにより
経済発展と社会的課題の解決を両立する
人間中心の社会 (Society)

農耕社会 (Society 2.0)



情報社会 (Society 4.0)

工業社会 (Society 3.0)

未来を切り拓いていく子ども

これからの社会が、どんなに変化しても
予測困難な時代になっても

自ら課題を見付け、
自ら学び、

自分で考え、判断して行動し、
それぞれの描く幸せを実現していく。

何ができるようになるの？

三つの資質・能力

学んだことを人生や
社会に生かそうとする

学びに向かう力，人間性など

実際に社会や生活で
生きて働く

知識及び技能

未知の状況にも対応できる

思考力，判断力，
表現力

どのように学ぶの？

主体的・対話的で深い学び

主体的な学び

自分の学びを振り返り次の学びや生活に生かす力を育む。

振り返りから次の課題（めあて）
他の種目（でも使えそうだ）

対話的な学び

周りの人たちと共に考え、学び、
新しい発見や豊かな発想が生まれる。

グループ間の論議を深め、
様々な視点で考えを深める。

深い学び

社会科の授業で大切なことは、
「すべての子ども」が社会的見方・考え方を獲得できるようにすること。

「様々な社会的事象に転移可能な
汎用性の高い概念」

なぜ、今「社会に開かれた教育課程」の実現が求められるのか？

社会とのつながりの中で学ぶ
自分の力で人生や社会をよりよくできる実感

変化の激しい社会

ここでの経験は未来に向けて進む希望や力

社会と連携・協働した教育活動の充実

社会に開かれた教育課程の三つのポイント

- ①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る
という**目標を学校と社会とが共有**
- ②これからの社会を創り出していく子供たちに**必要**
な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教
育で育成
- ③**地域と連携・協働**しながら
目指すべき学校教育を実現

学校と地域がパートナーとなることで・・・

共通の目標

積極的な取組

積極的な取組

学校と地域が
同じ目標に
向かっていける



地域

地域づくり



学校

学校づくり

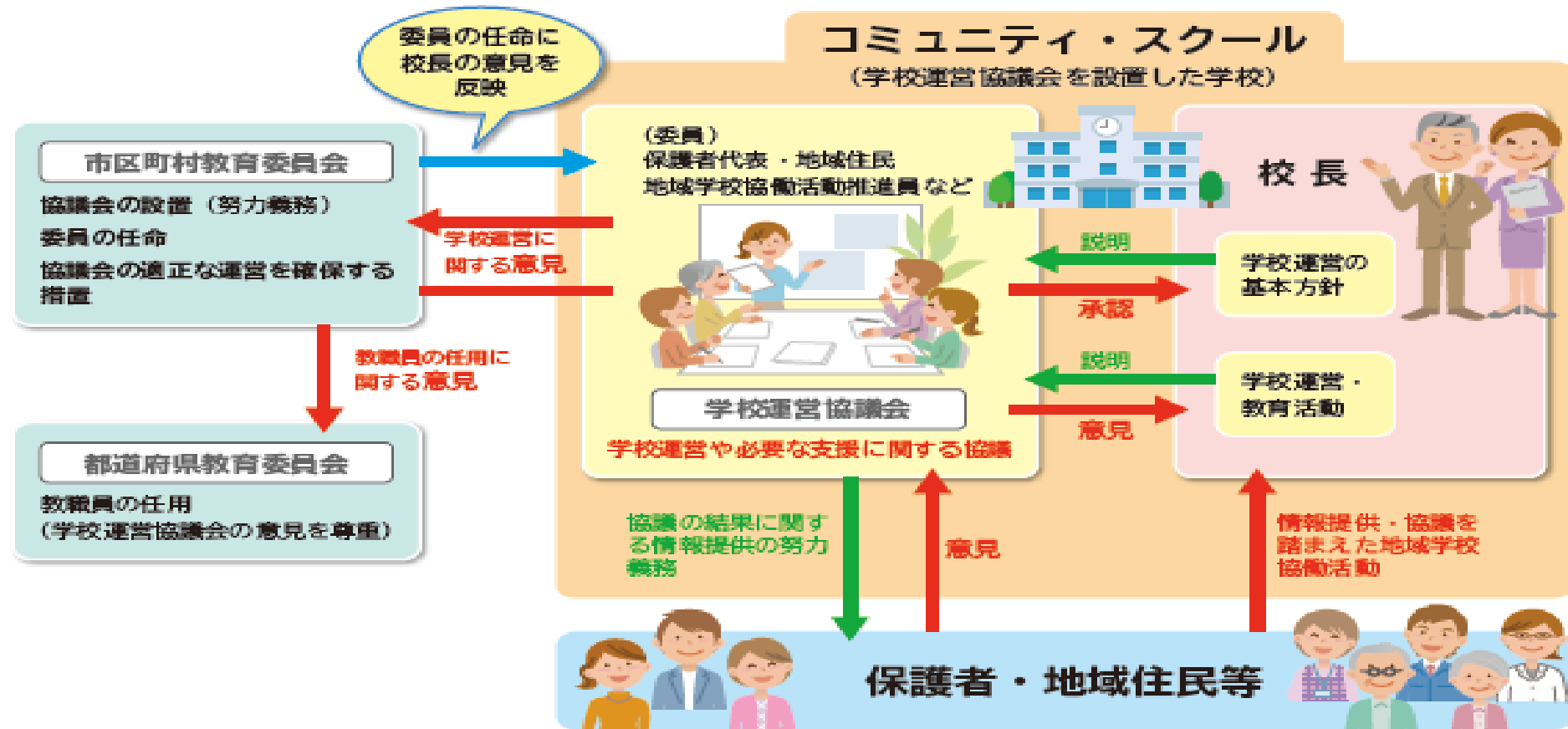


学校と地域が一体となって協力

学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として

学校(コミュニティ・スクール)

学校運営協議会

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議など



地域と目標やビジョンを共有

地域学校協働活動

委員として参画

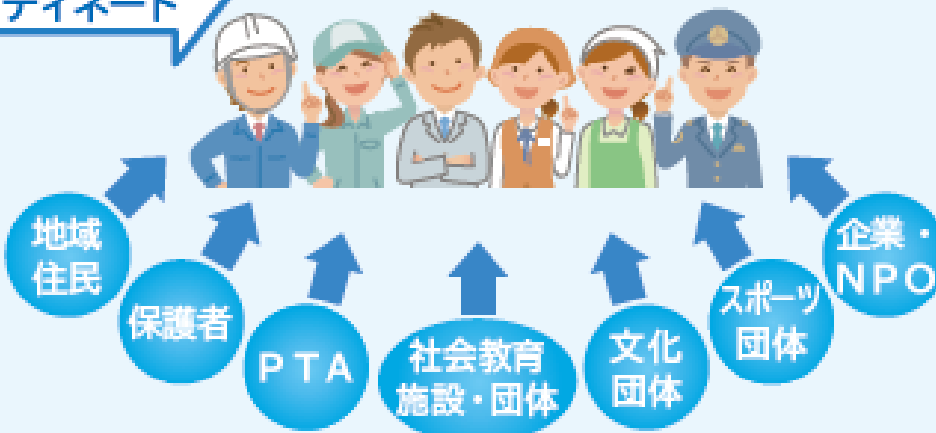
地域学校協働活動
推進員

人材・活動などの
コーディネート

地域

地域学校協働本部

学校と
目標やビジョンを
共有



「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動

学校



教職員 校長



地域連携の
中核を担う
教職員



学校運営協議会

委員：保護者、地域学校協働活動推進員
地域住民 など



学校運営・その運営に必要な支援に
関する協議等（地教行法第47条の5）



地域学校協働活動

○協働活動
地域人材育成、郷土学
習、協働防災訓練、学
習・部活動等支援、花
壇整備、登下校の見回
り 等

○放課後等の学習活動
放課後、土曜日、休日
における学習、
スポーツ活動 等

○体験活動
社会奉仕体験活動、
自然体験活動、
職場体験活動 等

地域

地域学校協働本部



社会教育法第9条の7

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言 等



地域
住民

保護者

PTA

社会教育
施設・団体

文化
団体

スポー
ツ団体

企業・
NPO